

議案第162号

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業における公園施設の取得について

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業の施行のため、次の公園施設を買い入れる。

- 1 物 件 難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業により設置される
特定公園施設（園路、広場、植栽、芝生、ベンチ、柵、掲示板、
照明施設、水道、暗渠、展望台等）
- 2 所 在 地 大阪府中央区馬場町
- 3 契約の相手方 東京都千代田区外神田4丁目14番1号
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
東京都港区芝浦3丁目4番1号
N T Tアーバンバリューサポート株式会社
東京都港区芝浦3丁目4番1号
株式会社 N T Tファシリティーズ
- 4 契約金額 540,263,000円

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

難波宮跡公園（北部ブロック）整備運営事業の施行のため、公園施設を取得する必要があるため、大阪府財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例（抄）

（議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下法という。）第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。